

令和6年度(後期試験) 赤平市役所 正職員募集



【採用年月日】 **令和6年4月1日**

職種	人数	年齢・資格など
一般事務職	若干名	●昭和63年4月2日以降に生まれ、大学・短大・高専・専門学校・高校を卒業された方、または令和6年3月31日までに卒業見込みの方
(障がい者)	若干名	●上記の要件に加え、障がい者手帳などをお持ちの方(自力で通勤でき、介助者なしで電話対応や口頭での会話などの勤務ができる方)
建築技術職	若干名	●平成5年4月2日以降に生まれ、大学・短大・高専・専門学校・高校で <u>建築に関する課程を専攻・履修</u> して卒業された方、または令和6年3月31日までに卒業見込みの方
(実務経験者)	若干名	●昭和58年4月2日以降に生まれ、大学・短大・高専・専門学校・高校で <u>建築に関する課程を専攻・履修</u> して卒業され、正職員として建築関係の実務経験を3年以上有する方 ●または、昭和58年4月2日以降に生まれ、大学・短大・高専・専門学校・高校(<u>専攻・履修内容不問</u>)を卒業され、正職員として建築関係の <u>実務経験を7年以上</u> 有する方
土木技術職	若干名	●平成5年4月2日以降に生まれ、大学・短大・高専・専門学校・高校で <u>土木に関する課程を専攻・履修</u> して卒業された方、または令和6年3月31日までに卒業見込みの方
(実務経験者)	若干名	●昭和58年4月2日以降に生まれ、大学・短大・高専・専門学校・高校で <u>土木に関する課程を専攻・履修</u> して卒業され、正職員として土木関係の <u>実務経験を3年以上</u> 有する方
ダム管理技術職	若干名	●昭和53年4月2日以降に生まれた方で、ダム管理主任技術者またはダム管理技士の資格を有する方

【一次試験】

日時: **9月17日(日)**

場所: 赤平市役所

試験: 教養試験(※)、性格特性検査、作文試験
※建築・土木実務経験者およびダム管理技術者は、基礎的な知的能力試験

【二次試験】

日時: 10月下旬 試験: 面接試験

※保育士・幼稚園教諭の募集も行ないます。
(10月試験実施予定。後日お知らせします。)

【応募期間】

7月3日(月)～8月14日(月)

提出書類など、詳しくは
「赤平市ホームページ」をご覧ください! ↓





information 年金

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

砂川年金事務所 ☎52-2144

国民年金手続きの電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。申請には、マイナンバーカードが必要となります。

また、申請結果もスマートフォンなどで確認できますので、お手続きの際はぜひご利用ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

電子申請には次の3つのメリットがあります。


- その1 24時間365日、申請ができます！
- その2 スマートフォンから申請できます！
- その3 処理状況も申請結果も確認できます！

対象手続	①国民年金 第1号被保険者加入の届出 ※退職後の資格取得、種別変更
	②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
	③国民年金保険料 学生納付特例の申請

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

手続きにはマイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要です。

- ▶利用者証明用 電子証明書パスワード(数字4桁)
- ▶券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)

利用者登録は
コチラから➡ 
<https://my.na.go.jp>



国民年金保険料免除などの申請について

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不慮の事態が生じたときに、「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受けられない場合があります。

経済的な理由などにより国民年金保険料を納める事ができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、お申し出ください。(申請書は戸籍年金窓口にあります)

◆免除の条件◆

本人、配偶者および世帯主、それぞれの前年所得が一定額以下

※令和5年度分保険料(令和5年7月から令和6年6月)は令和4年中の所得で審査を行いません。

◆納付猶予とは◆

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度

令和5年度分保険料の免除などは7月から受付開始

免除申請などは、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。失業などのやむを得ない理由で保険料の納付が困難であったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市役所の戸籍年金係または、年金事務所へご相談ください。



水道の検針員、料金徴収委託員を募集！

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ●市内または近隣市町に居住されている健康な方 ●自家用車での検針業務および集金などが可能な方 ●男女は問いません
業務内容	ひと月に10日程度(毎日ではありません) 水道メーターの検針、納付書配布、集金など 市水道事業の一部を請け負う個人の委託契約
報酬	月152,130円(ただし、2カ月間(見習い期間)は7割) ※健康保険、厚生年金、雇用保険の三法および交通費の支給はありません。
提出書類	写真付き履歴書1部(市販様式で提出可)
委託期間	8月1日(火)から(予定)



応募期間
7月14日(金)まで

【問合せ】

上下水道課管理係

☎32-2218